

海外マーケット開拓事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 海外マーケット開拓事業費補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、海外見本市等出品事業に対し補助を行うものとし、本県中小企業の海外市場の開拓への新たな取組みを支援することにより、貿易関連産業の振興発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる者のうち、石川県知事(以下「知事」という。)が必要かつ適当と認める者とする。

(1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者

(2) 県内に主たる事務所を有する業界団体等

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、国外で開催される見本市または展示会への出品事業とする。

但し、今後、新たなビジネスチャンスが見込まれる地域・分野における出品事業であることを条件とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、小間料及び輸送費とする。

(補助率及び補助金の下限額)

第6条 補助金は、前条の補助対象経費総額の2分の1以内とし、100万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。なお、交付1件当たりの補助金額が20万円以上の事業であることとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記様式第1号による交付申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の交付申請書を審査のうえ適当と認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、事業終了後速やかに別記様式第2号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第10条 他の販促に係る補助金と本補助金との重複申請、及び過去に本補助金の交付を受けた企業・団体については、同一見本市への出品事業の申請を認めない。

また、交付を受けた翌2事業年度において申請することができない。

(適用時期)

附則 本要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附則 本要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附則 本要綱は、平成18年度の補助金から適用する。